



# りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 7 月 8 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

## 「中国・増値税の輸出時還付措置の一部撤廃について」

中国財政部と国家税務総局は 2010 年 6 月 22 日、「一部商品の増値税輸出時還付取消に関する通知（財税〔2010〕57 号）」を発表しました。この通知により、7 月 15 日からは、鋼材や非鉄金属建築材料等を含む 406 品目を対象に、増値税を輸出時に還付する措置が撤廃されることになりました。今回不還付となった品目には、これまで 5～17%の還付率が適用されていた資源を大量に消費する「両高一資」製品（高エネルギー・高汚染・資源消費型商品）が多く含まれております。

### ○増値税が不還付となる主な品目

NO	品目（主な製品）
1	鋼材の一部 （熱間圧延コイル、冷間圧延コイル、U形・I形・H形鋼等）
2	非鉄金属加工材料の一部 （銅・ニッケル・鉛・亜鉛・すず・マグネシウム製品等）
3	銀粉
4	アルコール、コーンスターチ （エタノール、硫酸、リン酸、ケイ酸等）
5	農薬・医薬・化学工業製品の一部 （虫駆除薬、検査・実験用試薬、不凍・解凍液、クロロフルオロカーボン〔CFC〕・ハイドロクロロフルオロカーボン〔HCFC〕を含有する調製品等）
6	プラスチック・ゴム・ガラス、及びそれらの製品の一部 （エチレン・スチレン・塩化ビニル化合物、合成ゴム製品、板ガラス等）

- ※ 還付取消の具体的な実施時期は、「輸出商品通関証明（輸出税還付用）」に税関が明記した輸出日時が基準となります。
- ※ 増値税の輸出時還付取消となる具体的商品名と商品コードは、「取消出口退税的商品清單（増値税輸出時還付取消商品一覧）」をご参照下さい。

【出所:中国財政部 国家税務総局通知】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室（東京）電話 03-6704-2723  
（大阪）電話 03-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \* 禁無断転載